

住宅瑕疵担保責任任意保険  
個人施行による市街地再開発事業、マンション建替事業  
または防災街区整備事業の権利変換に係る特約条項

(特約の適用条件)

第1条 この特約は、被保険者が、権利床取得者に対して住宅瑕疵担保責任任意保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条第5項に規定する瑕疵担保責任に準ずる責任を負う場合に適用します。

(用語の定義)

第2条 この約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 市街地再開発事業

都市再開発法第2条第1項に定める第一種市街地再開発事業をいいます。

(2) マンション建替事業

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（以下「マンション建替法」といいます。）第2条第4項に定めるマンション建替事業をいいます。

(3) 防災街区整備事業

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下「密集市街地整備法」といいます。）第2条第5項に定める整備事業をいいます。

(4) 個人施行者

宅地建物取引業者であって、都市再開発法第2条の2第1項に規定する市街地再開発事業をしようとする者、マンション建替法第5条第2項に規定するマンション建替事業をしようとする者または密集市街地整備法第119条第1項に規定する防災街区整備事業をしようとする者をいいます。

(5) 権利床取得者

市街地再開発事業、マンション建替事業または防災街区整備事業に係る権利変換計画において、付保住宅である床を取得することとされている者をいいます。

(権利変換の実施の通知)

第3条 個人施行者は、あらかじめ権利変換の実施の日および権利床取得者を当社に通知することとします。

(普通保険約款との関係)

第4条 第1条の場合においては、普通保険約款の次の各号に掲げる規定中、「発注者等」とあるのは「権利床取得者」と読み替えて適用します。

- (1) (保険金を支払う場合) 第1条
- (2) (保険金を支払わない場合) 第4条
- (3) (損害の範囲) 第5条
- (4) (告知義務) 第9条
- (5) (保険事故の発生) 第15条
- (6) (発注者等の直接請求権) 18条
- (7) (保険契約の変更または解除) 21条

2 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

(転売特約条項との関係)

第5条 前条の規定にかかわらず、普通保険約款に転売特約条項が付帯される場合、普通保険約款の次の各号に掲げる規定中、「発注者等」とあるのは「権利床取得者または転得者」と読み替えて適用します。

- (1) (保険金を支払う場合) 第1条
- (2) (保険金を支払わない場合) 第4条
- (3) (損害の範囲) 第5条
- (4) (告知義務) 第9条
- (5) (保険事故の発生) 15条
- (6) (発注者等の直接請求権) 第18条
- (7) (保険契約の変更または解除) 第21条

2 前項の場合において、転売特約条項第1条第1項第2号に規定する転得者には、権利床取得者の特定承継人（その特定承継人を含みます。）を含むものとしします。

3 前2項に規定するもののほか転売特約条項が、この特約と矛盾する場合には、この特約を優先して適用します。

(故意・重過失の損害の担保に係る特約条項との関係)

第6条 普通保険約款に故意・重過失の損害の担保に係る特約条項（以下「故意・重過失特約」といいます。）が付帯される場合、故意・重過失特約の次の各号に掲げる規定中、「発注者等」とあるのは、「発注者等または権利床取得者」と読み替えて適用します。

- (1) (保険金を支払う場合) 第1条
- (2) (保険金支払に関する特例) 第2条
- (3) (代位) 第3条

2 前項に規定するもののほか故意・重過失特約が、この特約と矛盾する場合

には、この特約を優先して適用します。